

◇普通仮免許の取得年齢、本免試験受験資格年齢の引き下げ◇

[改正の背景]

いわゆる早生まれ（1月～3月生まれ）の高校生が高校卒業までに運転免許を取得できる割合が、4月～12月生まれと比べ極端に低く、生まれつきによって不公平が出ている。

この是正のため、普通車及び準中型車にかかる仮免許取得年齢（資格要件）と本免試験の受験資格は年齢を引き下げる。

[改正内容]

- ・普通仮免許の取得年齢（欠格事由）を17歳6か月に引き下げ
- ・普通免許の運転免許試験受験資格を17歳6か月に引き下げ
- ※普通免許の取得年齢（欠格事由）は引き続き18歳のまま

[施行日]

- ・令和8年4月1日

◇仮免許証の様式変更

[改正内容]

- ・仮免許証の裏面・注意事項欄に、同乗者の乗車位置を運転席の横の座席と明記

[施工日]

- ・令和8年4月1日

◇自転車等に関する交通反則通告制度導入◇

[改正の背景]

自転車の悪質な交通違反が後を絶たないことから立ち上げられた「良好な自転車秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会」の中間報告で提言された、自転車を交通反則制度の対象とする内容（いわゆる「青切符」による取締り）が反映され法改正された。

取締りは、16歳以上の利用者に対し、100余りの違反が対象で、なかでも信号無視や一時不停止、携帯電話を使用しながらの運転など重大な事故につながるおそれのある違反を重点的に取り締まる内容となっている。

[改正内容]

- ・特定小型原付や自転車を交通反則通告制度の対象とする
- ・自転車が上記車両を追い抜く際、「間隔に応じた安全な速度」で進行する義務を追加

[施行日]

令和8年4月1日

[教本に関して]

- ・『交通の方法に関する教則』の改定に準じて改定予定
 - ▷ 「項目1-8 歩行者の保護など」